

相続寺子屋区民講座(無料)

初めて学ぶ相続の基礎 全12回

日時／ 令和7年8月6日(水) 13:30~15:00

場所／ 曳舟文化センター 2階 第2会議室

住所／ 墨田区京島1-38-11

第8回《特別受益と寄与分について》

内容：特別受益とは、共同相続人の中の一部の人が被相続人の生前に婚姻費用や住宅取得費用などの特別な財産の贈与を受けていた場合の利益のことです。寄与分とは、共同相続人の中に被相続人の財産の維持・形成に特別な寄与をした者がいた場合に、この特別な寄与を考慮し、この者に対して特別に与えられる相続財産への持分のことです。

定員10名要予約 (☎090-9014-8106)

13時30分~講義 15時~個別無料相談(1組限定)

次回は令和7年9月3日(水)13時30分~15時00分

曳舟文化センターで開催します。(定員10名要予約)

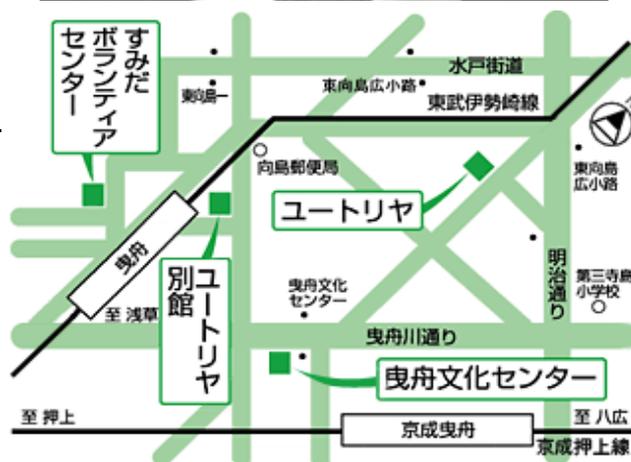
詳細はURL <https://www.taka84-shouten.com> に掲載

講師：高橋 一雄

NPO法人 相続アドバイザー協議会 常務理事

相続寺子屋東京 代表

プロフィール：昭和38年福島県生まれ 昭和54年海上自衛隊入隊
平成3年宅地建物取引士登録 平成7年土地家屋調査士登録 平成8年測量士登録 平成9年測量会社設立 平成18年土地家屋調査士法人設立 平成19年公認不動産コンサルティングマスター登録 平成19年~相続アドバイザー養成講座講師 平成22年~NPO法人相続アドバイザー協議会理事 上級相続アドバイザー 平成31年合同会社高橋商店設立 代表社員 令和3年日本大学大学院修士課程修了 高橋一雄土地家屋調査士事務所代表



問合せ先：相続寺子屋東京事務局 墨田区太平4-18-9佐藤様方 ☎090-9014-8106 (高橋)